

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B所における資格取得日は昭和24年12月1日、資格喪失日は25年11月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月22日から25年11月1日まで

私は、昭和24年2月22日から26年12月1日までC市に所在したA社B所D出張所に勤務したのに、申立期間に係る厚生年金保険の加入期間が無いのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和24年12月1日から25年11月1日までの期間について

A社E事業所が保存している申立人の職員名簿及び同事業所が申立人に交付した在籍証明書並びに同事業所の回答によると、申立人が昭和24年2月22日から同年11月30日まで同社B所D出張所（ただし、所属は同社B所）に試採用として勤務し、同年12月1日から本採用となり、25年10月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、上記職員名簿には、「昭和25年11月よりF所創設に伴い同所に身分引き継ぐ」と記載されていることから、申立人は、昭和25年11月にA社B所D出張所から同社G所へ「身分引継ぎ」（ただし、所属は、同社B所から同社G所に変更）が行われていることが確認できるところ、申立人の同社G所において資格取得した厚生年金保険被保険者記号番号の記号はH県における払出記号であることが確認できる。しかしながら、申立人のオンライン記録においては、申立人が、昭和25年11月以前に、H県において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、申立人の前記記号番号の前に払い出されている二人は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社B所において昭和24年12月1

日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、この同僚の資格取得日は、申立人の同社B所において本採用となった日付と一致している。

加えて、A社B所に係る昭和28年以前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は焼失している。

これらのことから判断すると、事業主は、H県において、申立人がA社B所に本採用となった昭和24年12月1日に被保険者資格の取得届を提出し、25年11月1日に被保険者資格の喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、A社B所及び同社G所に厚生年金保険被保険者記録がある同性、同年齢、同時期に勤務した同僚の記録から、3,500円とすることが妥当である。

2 昭和24年2月22日から同年12月1日までの期間について

前述のとおり、A社E事業所が保存している申立人の職員名簿及び同事業所が申立人に交付した在籍証明書並びに同事業所の回答によると、申立人は、申立期間のうち、昭和24年2月22日から同年11月30日までA社B所D出張所に勤務していたことが確認できるが、この期間の雇用形態が試採用としてのものであったことも同時に確認できる。

また、申立人の元同僚（事務担当者）は、A社B所について、「従業員を採用した際すぐに厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思う。」「自分自身も入社して5か月後に加入しているのは臨時職員の期間があったからだと思っている。」と供述している。この点について、A社B所の職員名簿を調査したところ、試採用期間中に厚生年金保険被保険者の資格取得をした者は確認できないことから、当時、同社B所は、従業員を採用後、一定期間は資格取得をさせていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和24年2月22日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 23 年 11 月 1 日から 25 年 1 月まで

私は、昭和 17 年に A 社（現在は、B 社）C 所に入社し、19 年 3 月に軍に入隊、24 年 6 月に復員した後、25 年 1 月に退社したが、私の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、19 年 6 月 1 日から 23 年 11 月 1 日までの期間となっている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 17 年に A 社 C 所に入社し、25 年 1 月に同社を退社したと供述しているものの、B 社 C 所は、「申立人の両申立期間に係る勤務状況を確認したが、申立人に係る職員台帳が無く、在籍が確認できない。」と回答しており、当時の同僚に照会しても、申立人の両申立期間における勤務実態に関する供述を得ることができない。なお、申立人に係る軍歴証明書から、申立人は昭和 19 年 3 月 10 日に軍に入隊し、24 年 7 月 2 日に復員していることが確認でき、A 社 C 所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄に、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 に定める厚生年金保険の被保険者であることを示す「第 59」の記載が確認できるところ、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 は、陸海軍に徴集又は応集された場合、その期間の保険料が全額免除される旨定めているものの、当該規定は 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間と定められており、両申立期間は当該規定の適用対

象外である。

また、B社C所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年11月1日に同資格を喪失した旨記録されているところ、当該資格取得日及び喪失日は、当該事業所に係る社会保険事務所（当時）が保管する厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①については、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、昭和17年1月に施行された後、適用準備期間を経て同年6月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、19年6月に施行された厚生年金保険法においては、同年6月から同年10月までの期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年10月から開始するとともに、同法における被保険者が、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員）等に拡大することが定められているところ、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には、厚生年金保険法によって被保険者となったことを表す「○改」の記載が確認できる上、当該事業所は、「申立人が労働者年金保険の対象者かどうかは、不明。」と回答している。これらの事実からすると、申立人は、申立期間①について、当該事業所において労働者年金保険法における被保険者として取り扱われていなかったことがうかがえる。

その上、申立人の厚生年金保険記号番号の前後において連番で払い出されている約550人の被保険者のうち、厚生年金保険に加入していたことが確認できる者は、いずれも昭和19年6月1日又は同年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月6日から28年2月1日まで
私は、昭和26年1月からA社に入社し、同社所有のB丸で、C県D事務所^{あいまい}の業務に従事した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述並びに申立人が申立期間後の期間において勤務したとするE社が保管する申立人の履歴書から判断すると、申立人が、A社（勤務場所は、A社D事務所）に勤務していたことは推認できるものの、退職時期について申立人の記憶が曖昧である上、申立人の勤務時期を確認できる供述も得られないことから、申立人の申立事業所における勤務期間を特定することができない。

また、A社D事務所において同社所有のB丸に申立人と一緒に乗り込み、同じ職種で業務に従事していたとする同僚は、「申立期間当時、私は臨時従業員だった。臨時従業員であった期間については、厚生年金保険に加入していない。当時は、臨時従業員が多かった。」旨を供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期と勤務を開始したとする時期が一致していないことが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人及び前述の同僚が申立人と同職種であったとして名前を挙げた同僚全員について、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことなどから判断すると、当

時、A社においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A社に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私が平成元年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたことは、雇用保険の被保険者記録から確認することができるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社に照会したところ、「当社で保管する出面表 (日報) 及び賃金台帳から、申立期間に申立人の氏名は確認できない一方、申立期間後の平成元年 8 月 1 日から同年 11 月までの期間には氏名が確認できる。しかしながら、申立人の給与から厚生年金保険料を控除した記載が無いことから、当該期間においても厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。」との回答であった。

また、A 社に係るオンライン記録において、賃金台帳から厚生年金保険料の控除が確認できない複数の従業員については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時の事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A 社に係るオンライン記録において、申立期間当時、厚生年金

保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について、雇用保険の被保険者記録を調査したところ、厚生年金保険の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録は一致しておらず、当時の事業主は、必ずしも雇用保険及び厚生年金保険の手続について、同時に行っていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年ごろから59年ごろまで

私は、申立期間当時、人の紹介により、建設会社が経営するA市Bに所在する「C」で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、「C」に勤務したと主張しているが、当該事業所を経営する建設会社の名前についての記憶が無い上、当時、申立人に建設会社を紹介し、当該事業所への就職をあっせんしてくれたとする者に照会しても、同人は、申立人、建設会社及び「C」についての記憶は無いと供述しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、適用事業所名簿から、D県に所在する「C」という名称の事業所が複数確認できるものの、いずれの事業所も申立人の主張する所在地に店舗が存在しない上、建設会社が経営する事業所ではない旨回答しており、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険記号番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、当時の同僚について氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い上、オンライン記録から、申立人は、申立期間を含む、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料の納付について免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月ごろから平成 2 年 2 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月ごろから 7 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月ごろ A 社にパートタイマーとして入社し、平成 2 年 10 月まで勤務した。正社員と同様に 1 日 8 時間勤務したのに、申立期間①について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

また、平成 6 年 7 月に B 社を退職したが、その 3 か月後である同年 10 月ごろに同社に呼び戻され、再び勤務した。しかし、申立期間②について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が平成 2 年 2 月 1 日以前から A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「私の夫が別の事業所に勤務していたころから A 社に勤務し、夫の健康保険の被扶養者にならず、同社から健康保険被保険者証を交付されていた。」と主張しているところ、申立人の夫が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の夫の健康保険の被扶養者として申立人の氏名が確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 16 日までの期間について、平成 8 年 9 月に国民年金の第 3

号被保険者に該当していた旨の届出を行っていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当時社会保険事務を担当していたとする同僚は、「家族の健康保険の被扶養者に認定されている従業員については、本人の希望により厚生年金保険に加入させない場合があった。」と供述しており、別の同僚は、「会社から加入しなくてもよいと聞いていたので、私は、勤務を開始してからしばらくの間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。これらの供述に、前述の被保険者原票から、当該同僚について、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期と当該同僚が勤務を開始したとする時期が一致していないことが確認できることを併せて判断すると、申立期間①当時、同社は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の社会保険事務を担当していたとする同僚は、「雇用保険の加入についても、従業員の希望を聞いて加入手続を行っていた。」と供述しているところ、申立人に係る雇用保険被保険者資格の取得日は平成2年1月5日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は見当たらない。

2 申立期間②について

B社の回答から判断すると、申立人は、平成6年10月ごろから勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、厚生年金保険の加入について、「当時は従業員の出入りが頻繁で、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、保険料の控除もしていなかった。この取扱いについては、事業所によって異なることは無かった。」旨を供述している。

また、申立期間②当時、申立人と同じ職種の社員であったとする複数の同僚は、「厚生年金保険に加入したのは入社後2、3か月を経過した後だった。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該複数の同僚について、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期とそれぞれが勤務を開始したとする時期が一致していないことが確認できることから判断すると、申立期間②当時、同社は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間②において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 21 日から 54 年 3 月 5 日まで
私は、A社B事業所において、昭和 53 年 3 月 21 日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 54 年 3 月 5 日と記録されている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 4 年分退職所得の源泉徴収票、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元社会保険事務担当者は、「雇用保険は入社と同時に加入させていたが、厚生年金保険は試用期間後に加入させていた。試用期間は個人の能力によって違い、長くても3か月間だった。試用期間後に厚生年金保険の加入手続を行っていたが、配偶者の健康保険の被扶養者になっていた従業員など、加入を希望しない従業員については厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。家族の健康保険の被扶養者であった従業員について、勤務時間を減らす者もいたが、厚生年金保険に加入している従業員と勤務時間が同じ者もいた。」と供述している。この点について、複数の同僚は、「入社当初は私の夫の健康保険の被扶養者になっていたため、会社には厚生年金保険の加入手続をしないように伝えた。」旨供述している上、別の同僚は、「私も申立人と同じ昭和 53

年3月21日に入社したが、私の夫の健康保険の被扶養者になっていたため、入社当初は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、A社B事業所に係る健康保険厚生年金被保険者原票において、当該同僚は54年5月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元総務担当者は、「申立人は、申立人の夫の健康保険の被扶養者になっていたため、試用期間後すぐに厚生年金保険には加入せず、後から加入したと思う。」と供述しているところ、申立人の夫の勤務先が保管する扶養親族簿の記録から、申立人は、申立期間において、申立人の夫の健康保険の被扶養者として認定を受けており、申立期間後の昭和54年5月31日に「収入増」を理由に申立人の夫の健康保険の被扶養者に該当しなくなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月1日から48年6月1日まで

私は、A社B支社にCとして入社し、退社まで継続して勤務したはずなのに、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者の資格を昭和46年1月1日に喪失し、48年6月1日に再度資格取得した旨の記録となっており、申立期間について空白期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社が保管する登録原簿から、申立人が、申立期間のうち、昭和46年1月1日から同年8月31日までの期間、同年10月23日から47年3月31日までの期間及び48年3月14日から同年6月1日までの期間について、同社B支社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社B支社が保管する昭和45年度所得税徴収累計表において、申立人の給与から昭和45年12月分までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、申立期間の年度に係る当該資料は見当たらないところ、同社は、「当社は、Cに係る所得税源泉徴収簿についてはすべて保管しているはずであるため、資料が見当たらない以上、申立期間については厚生年金保険料を控除していなかったと判断できる。」と供述している。

また、A社B支社では、「当社でCを雇用した場合、3か月間の試用期間経過後に正規職員に昇格するか、嘱託職員とするかの判断を行う。正規職員となれば、厚生年金保険に加入させるものの、その後の目標の達成状況によっては、嘱託職員に降格させる場合がある。なお、試用期間及び嘱託

職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月1日から同年8月31日までの期間及び47年1月1日から同年3月31日までの期間は嘱託職員として、申立人が同社B支社に再度入社した46年10月23日から47年1月1日までの期間及び48年3月14日から同年6月1日までの期間は試用期間として、それぞれ勤務していたものと推認できることから、事業主は、当該期間において、申立人について厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

なお、申立人の夫が、申立期間において勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和37年1月30日から52年12月8日までの期間において、申立人の夫の健康保険の被扶養者であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。